



2019 Budget Snapshots

A Resurgent Malaysia,
A Dynamic Economy,
A Prosperous Society.

KPMG in Malaysia

2 November 2018

2019 Budget Highlights

自発的な修正申告の促進

Special Voluntary Disclosure Program（特別自発的開示プログラム）に基づき未申告所得を自発的に開示した場合、通常（35%）に比べ軽減ペナルティ率を適用する（2019年3月までは10%、2019年4月から6月までは15%）。なお、期間経過後は80%～300%のペナルティとなる。他国機関との自動情報交換が制度化される中、納税者の自発的な開示を促進し、税収の拡充を図る。

1

欠損金等の繰越期間制限

欠損金、未使用の減価償却費および税務インセンティブ残高（パイオニアステータス、投資税額控除(ITA)、再投資控除(RA))につき、従来無制限であった繰越期間を7年間に制限する。
税収基盤拡充のため、既存の税務インセンティブの内容を見直す。

2

グループ損益通算の見直し

- 事業開始から12ヶ月を経過した赤字会社の損益通算について、従来は制限が無かった繰越期間を、3年に制限する。
- 優遇期間終了後に未使用の税務インセンティブ残高（パイオニアステータスまたは投資税額控除(ITA)）を有している会社は、今後利用不可とする。

3

不動産利得税率引き上げ

取得後6年目以降に処分した不動産につき、不動産利得税（RPGT）を以下のとおり引き上げる。

- 従来の5%から10%（会社）
- 従来の0%から5%（国民及び永住者）
- 従来の5%から10%（上記以外）

4

印紙税率引き上げ

RM1,000,000を超える不動産の譲渡につき、印紙税を従来の3%から4%に引き上げる。

5

輸入サービスについてのサービス税課税

法人によるサービスの輸入（B2B取引）につき、2019年1月1日よりサービス税を課税する。サービスの輸入者がサービス税を申告・納付する。
国外サービス提供者についてもサービス税の課税対象とすることで、国内事業者の競争力を確保する。

6

個人によるオンラインサービス輸入のサービス税課税

上記サービス（B2C取引）につき、2020年1月1日よりサービス税を課税する。外国のサービス提供者が登録事業者となり、サービス税を徴収する。

7

売上税・サービス税の二重課税排除

- サービス税課税事業者間の特定の取引につき、課税を免除する。
- 輸入業者から購入した原材料につき、小規模製造業者の売上税の一部を免除する。

一定の取引において売上税・サービス税が二重課税されるケースがあるため、二重課税排除の対応を図る。

8

Labuan税制の見直し

- 固定税額RM20,000の選択肢の撤廃
- マレーシアリングット取引およびマレーシア居住者取引の制限の解除
- 経済実体の充足
- 知的財産収入に対する通常課税
- Labuan企業と取引する企業につき、損金算入額を通常の3%までに制限

BEPS提言を踏まえ、Labuan優遇税制の見直しを図る。

9

加糖飲料課税

国民の健康促進のため、加糖飲料につき1リットルあたりRM0.40の物品税を新たに課税する。

10

11

中小企業への減税

中小企業（払込資本金RM2,500,000以下）の法人税率につき、RM500,000までの税率を従来の18%から17%へ引き下げる。

12

免税措置の撤廃

特定の投資信託にかかる受取利息の免税措置を2019年1月1日で撤廃する。

13

Industry4WRD政策に向けた税務インセンティブ

- Industry4.0への対応準備評価に関し、Malaysian Productivity Corporationに支払った費用につきRM27,000を上限として損金算入を可能とする。
- Vendor Development Programに基づく適格支出につき、二重控除を可能とする。ただし年RM1,000,000、3年間を限度。
- Industry 4.0への人的投資につき、損金算入もしくは二重控除を可能とする。

14

雇用者の税務インセンティブ

- 高齢者雇用および前科者雇用につき、給与の二重控除を新設する。（RM4,000を上限）
- 従業員に代わり国家高等教育基金（PTPTN）ローンを負担した場合、損金算入を可能とする。

15

個人所得税控除の見直し

- 従来EPF拠出金および生命保険料につき合計RM6,000までの控除が認められていたものを区分し、それぞれEPF拠出金控除RM4,000、生命保険料控除RM3,000を限度とする。
- 国家教育貯蓄スキーム（SSPN）拠出金控除をRM6,000からRM8,000に拡充する。

© 2018 KPMG Tax Services Sdn. Bhd., a company incorporated under Malaysian law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.